

蒲郡市博物館資料収集実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市博物館（以下「博物館」という。）において、郷土の考古、歴史、民俗及び美術工芸に関する資料（以下「郷土資料」という。）を収集し、保管し、又は展示して一般の利用に供し、併せて地方文化の発展に寄与することを目的とする蒲郡市博物館の設置及び管理に関する条例（昭和62年蒲郡市条例第36号）の規定に基づき行われる郷土資料の収集活動について、必要な事項を定めるものとする。

(収集の対象)

第2条 博物館が収集の対象とする資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 蒲郡を中心とする地域の郷土資料及びそれに関する資料
 - (2) 前号に規定する資料に係る学術上基準となる資料
 - (3) その他蒲郡市域に関する資料
- 2 前項の資料は、市内に所在するもののほか、必要に応じて市外に所在する資料も収集することとし、学術的資料のほか、指標、比較資料又は参考資料として展示、教育及び研究に有用な資料も含むものとする。

(収集資料基準)

第3条 収集する資料は、原則として来歴の明確なものとする。ただし、資料の性質により収集する必要性が認められる場合は、その限りでない。

(収集方法)

第4条 資料の収集に際しては、国内外の法律、国際条約等を遵守し、展示、教育及び研究に有用な実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の資料（以下「実物等資料」という。）を、体系的かつ計画的に、寄贈、購入、移管等によって収集する。

- 2 博物館は、実物等資料の収集が困難な場合は、学術的な内容を踏まえ、実物等資料を複製、模造若しくは模写した資料又は実物等資料に係る模型（以下「複製等資料」という。）を収集又は作成する。
- 3 博物館は、実物等資料及び複製等資料（以下これらを「博物館資料」という。）に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「図書等」という。）の収

集に努めるものとする。

- 4 博物館は、資料に係る学術研究の状況、資料の重要性、展示上の効果等を考慮して、必要な数の体系的な収集及び保管が可能となるよう留意するものとする。
(資料の整理及び保管)

第5条 収集した博物館資料及び図書等は、収集に関する詳細情報とともに博物館の資料台帳に登録し、適宜記録管理を行う。

- 2 資料台帳は、デジタルデータ化し、失われることがないようバックアップを作成し、適切に管理する。
- 3 博物館は、収集した博物館資料及び図書等を安全かつ良好な状態で保管するため、収蔵施設及び設備を整備し、保存環境の管理を行う。
- 4 収集した博物館資料及び図書等は、必要に応じて保存措置、複製、修復等を行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、博物館の資料収集活動に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月19日から施行する。